

台風の接近に伴う労働災害防止対策の徹底に関する要請

平素は、労働災害防止に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、日本の南の海上で急速に発達している強い台風10号は、9月6日から7日にかけて、非常に強い勢力や猛烈な勢力で佐賀県に最接近することが予想されています。

台風の接近に伴う悪天候時の屋外作業では、重篤な災害につながる労働災害が発生するおそれがあるばかりでなく、足場の倒壊などの被害も懸念されます。

つきましては、貴会員事業場に対し下記事項を遵守するよう周知し、台風の接近に伴う労働災害の防止に努められるよう要請します。

記

1 悪天候時における作業禁止

強風・大雨により、高所における作業の危険、地山の崩壊による危険、土石流による危険が予想されるときは、作業を禁止するとともに安全な場所に退避すること。

(注)「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風

「大雨」とは、1回の降雨量が50mm以上の降雨

2 気象状況の把握等

足場・作業構台等(以下、「足場等」という。)を使用して作業を行う場合には、工事現場内に吹き流しや風速計などを設置するとともに、常に気象状況に関する情報を把握すること。

土石流危険河川においては、1時間ごとの降雨量を把握し、記録するとともに、警報用及び避難用の設備を周知しておくこと。

3 強風が予想されるときの方策

- (1) シート、防音パネル等風荷重が大きくなる要因となる養生材は早めに撤去するか、巻きあげるなどの措置を講じること。
- (2) 足場等の滑動防止、壁つなぎに対する補強等の措置を講じること。
- (3) 建築物から突出している足場等は、控え索や控え材等で補強を行うこと。
- (4) 足場上にある資材等は固縛するか、地上に降ろすなどの対策を講じること。

4 悪天候後の点検

強風・大雨による悪天候の後に足場等における作業を行うときは、作業を開始する前に足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の状況について点検し、異常を認めたときは直ちに補修すること。

地山の掘削作業においては、作業箇所及びその周辺の地山について点検を行い、掘削作業再開の時期及び手順を定め、当該手順により作業を行うこと。

令和2年9月4日

佐賀労働局

労働基準部長 高橋 行紀